

ひだか市民情報ひろば利用規約

「ひだか市民情報ひろば」の利用にあたっては、以下の規約に同意いただく必要があります。なお、「ひだか市民情報ひろば」を利用した場合は、この利用規約に同意したものとみなされます。

1 「ひだか市民情報ひろば」の開設の目的

「ひだか市民情報ひろば」は、日高市内（以下「市内」という。）の個人、団体・サークルが日高市民（以下「市民」という。）に向けて情報発信を行う場として、日高市が開設し、管理します。

2 情報発信ができるもの

「ひだか市民情報ひろば」の分類（以下「コーナー」という。）は次に掲げるとおりとし、コーナーごとに発信できる情報はそれぞれ次に掲げるとおりとします。

(1) 投稿フォトギャラリー

市内で撮影した花、植物、鳥、山、川など自然、風景などの写真（偶然に人物が写りこんでいる場合は当該人物の顔が認識できないもの）を投稿することができます。ただし、誰もが楽しめる場所で撮影された写真に限ります。

写真は、縦 265 ピクセル、横 265 ピクセルで掲載します。投稿された写真サイズが異なる場合は修正して掲載することになります。

(2) 出かけて・参加してみませんか

市内の団体・サークルが行う行事・イベント（市内全域を対象とするもの）のお知らせ（告知、募集、結果等）の情報を発信することができます。

ただし、公益的な行事・イベントとして、管理者（日高市からコーナーの管理・運営をする権限を付与された市職員をいいます。以下同じ。）が承認したものに限りります。

(3) なかまを募集

市内の団体・サークルが自らの会員・仲間等の募集の情報を発信することができます。

(4) 市民カメラマン活動アルバム

市民カメラマンが撮影した写真の中で、広報紙などに掲載できなかった秀作の一部を紹介します。

3 情報発信ができる人、団体・サークル

コーナーごとに情報発信ができる人、団体・サークルは、次に掲げるとおりとし、情報発信できる人、団体・サークルとして管理者が承認したものに限りります。

(1) 投稿フォトギャラリー

市民（市内在住者または在勤者をいいます。以下同じ。）

(2) 出かけて・参加してみませんか

次の(3)に掲げる団体・サークル及び管理者が特に認める団体

(3) なかまを募集

主に市民で構成され、市内で活動する非営利の団体・サークルで次に掲げるもの。

- ① 公民館その他の市内公共施設の利用登録をしている団体・サークル
- ② 文化協会、体育協会その他の社会教育団体・社会体育団体及び当該団体に加盟する団体
- ③ NPO、ボランティア団体（市ボランティア登録制度における登録団体に限る。）及び当該団体に加盟する団体
- ④ 区、自治会その他の地縁による団体
- ⑤ スポーツ等を通じて、青少年の健全育成を目的として活動している団体
- ⑥ その他管理者が特に認める団体・サークル

(4) 市民カメラマン活動アルバムは、市から委嘱された「市民カメラマン」が撮影した写真が対象となります。

4 情報発信の手続き

日高市ホームページまたは市役所市政情報課窓口へ投稿し、管理者の審査を経て、情報発信することができます。

5 情報発信にあたってのルール

次の項目に該当する情報を発信することはできません。

- (1) 日高市または市民に関わりのない情報
- (2) 他人を誹謗中傷する投稿や人権を侵害する投稿、公序良俗に反する情報
- (3) 偽りの情報
- (4) 広告、宣伝等の営利を目的とした情報
- (5) 他人の著作権を侵害した情報
- (6) 他人に不利益を与える情報
- (7) 選挙運動や政治活動、宗教活動を目的とした情報
- (8) 個人のプライバシーに関わる情報
- (9) 法令等に違反する行為、または違反するおそれがある行為に係る情報
- (10) コーナーの円滑な運営を妨げる行為に係る情報
- (11) 日高市への意見や提言などの情報（投稿）

(12) その他管理者が不適切であると判断した情報

6 審査

提供された情報は、管理者による審査を経て、コーナーに掲載します。

7 掲載情報の削除

コーナーに掲載された情報（以下「掲載情報」という。）の内容が次の項目に該当すると判断した場合は、情報提供者に断りなく、掲載情報の全部または一部を削除することがあります。

- (1) 「情報発信にあたってのルール」に違反することとなった掲載情報またはそのおそれがあると認められる掲載情報
- (2) 掲載開始から管理者が別に定める期間を経過した掲載情報
- (3) 掲載目的の期日に到達した掲載情報

8 個人情報公開の同意

情報発信のため、情報提供者が公開連絡先欄に入力した個人情報は、日高市個人情報保護条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する本人の同意があったものとみなします。

9 免責

コーナーの利用に関して、利用者または第三者が被った損害については、日高市は一切責任を負いません。

10 その他

この規約に定めるものの他、必要な事項については、管理者が別に定めます。